

上板町告示第 9 3 号  
上板町訓令第 2 2 号

上板町有料広告掲載要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 6 日

上板町長 松 田 卓



上板町有料広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町が保有する資産及び町が作成する印刷物等を広告媒体として有効活用することにより、新たな財源の確保を図り地域経済の活性化に資することを目的とする。

(掲載基準)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 誇大な表現や美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第 4 条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第 5 条 広告を掲載する優先順位は、各広告媒体ごとに定める。ただし、下記の基準を適用し優先順位を決定するものとする。

- (1) 公共性が高い広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 前 2 号に該当しないものの広告

(広告主の責務)

第 6 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、広告制裁に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の負担において解決するものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

(審査機関)

第 7 条 広告掲載に関する疑義を審査するため、上板町広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は副町長を、委員は課長会職員をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めたときには、これら以外の者を委員に加えることができる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 8 条 審査会の会議は、広告掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は総務課において処理する。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 上板町塵芥収集車車体等広告事業実施要綱は上板町有料広告掲載要綱が施行された日をもって廃止する。